利用者&利用部局 情報推進室 契約業者 事務用情報システム端末 (以降、リース物品)の不調 故障リース物品の回収(について契約業者への指示) 2 代替品の提供(について契約業者への指示) 故障リース物品の引き渡し 代替品を受取 故障原因調査 ※修理における見積書の発行 4 ※以降の手続きは、リース契約に記載の保証 修理にかかる見積書の受領 対象外だった際の手続きとなります。 (5) 部局への送付 修理にかかる見積書の受領 6 支払事務処理 発注書の受領 故障リース物品の修理と納品 (7) 修理品の検品 8 予備機として保管 気をつけて 納品書の受領 使いましょう 支払手続きの完了